

大田区都市基盤整備部「設計等委託業務における猛暑期間の作業回避等に関する試行要領」

制定 令和8年6月10日

1 目的

本要領は、猛暑期間において、業務の内容等に応じて、受託者が現場作業の時期を柔軟に選択できるような取組等を試行することにより、受託者における熱中症対策を支援することを目的とする。

2 対象業務

対象業務は、東京都建設局積算基準に基づく、以下のとおりとする。（単価契約は除く。）

- (1) 測量業務委託
- (2) 地質調査委託
- (3) 設計委託
- (4) 土木設備（電気・機械）設計業務委託

3 猛暑期間の考え方

猛暑期間は、6月1日から9月30日までの期間とする。

4 猛暑期間を回避した業務発注

業務発注にあたっては、猛暑期間の現場作業を回避することに努めるものとする。なお、業務の性質上、猛暑期間の現場作業を回避した業務発注が困難な場合はこの限りではない。

5 猛暑期間における現場作業回避

- (1) 猛暑期間の現場作業を回避するため、履行期間の延長が必要となる場合には、監督員と協議を行うことが可能な旨を、「8 特記仕様書への記載」を参考に、明示するものとする。ただし、業務の性質上、履行期間の延長が困難な場合はこの限りではない。
- (2) 「2(3)設計委託」及び「2(4)土木設備（電気・機械）設計業務委託」は、本項目の対象外とする。

6 猛暑期間における現場作業回避の実施方法

5を実施する場合、以下のとおりとする。

- (1) 現場作業回避（事前）
 - ア 受託者は、現場作業回避を実施する場合、事前に委託者及び受託者間で協議の上、現場作業回避の期間を設定する。協議により設定した期間について、打合せ簿

等により整理することとする。

イ アを実施した場合、受託者は日報等により、実績を報告することとする。実績の報告は日々報告を基本とするが、設定した期間が複数日に及ぶ場合は、始期（開始）及び終期（終了）での報告も可能とする。

(2) 現場作業回避（当日又は前日）

ア 受託者は、現場作業日の当日又は前日に、熱中症（特別）警戒アラートが発表された場合や身体に危険が及ぶ可能性がある判断した場合など、現場作業回避を実施する際は、委託者へ日報等により、実績を日々報告することとする。

(3) (1)及び(2)の実績確認及び履行期間延長

ア 委託者は、(1)及び(2)で提出された日報等の妥当性を確認のうえ、現場作業回避の合計日数を履行期間延長日数として協議を行い、設計変更する。なお、起工当初の履行期間算定であらかじめ見込んでいる不稼働日数（猛暑日）を減じた日数を履行期間延長日数とする。

7 熱中症対策に関する費用の積算等

熱中症対策に関する費用の積算等は、別紙のとおりとする。

8 特記仕様書への記載

5の対象である、(1) 測量業務委託及び(2) 地質調査委託については、以下の内容を参考に、業務の内容に合わせて特記仕様書へ記載する。

○猛暑期間を踏まえた現場作業回避の協議

- (1) 当該業務では、当初の履行期間算定において、猛暑による不稼働日を次のとおり見込んでいる。不稼働日数（猛暑日）：●日間
- (2) 受託者は、契約後、熱中症予防の一環として、猛暑期間の現場作業を回避することにより、履行期間の延長が必要となる場合には、監督員と協議を行うことができる。
- (3) 実施にあたっては、『大田区都市基盤整備部「設計等委託業務における猛暑期間の作業回避等に関する試行要領」』に基づき行う。要領は、大田区ホームページから入手できる。

附則

この要領は、令和8年6月15日から適用する。

1 積算方法・適用範囲

積算方法は、東京都建設局積算基準によることとし、適用範囲は、以下のとおりとする。
(単価契約は除く。)

- (1) 測量業務委託
- (2) 地質調査委託
- (3) 設計委託
- (4) 土木設備（電気・機械）設計業務委託

2 熱中症対策に関する費用の積算等

熱中症対策に関する費用を計上する場合は、以下のとおりとする。

(1) 熱中症対策に関する費用の積算方法等

ア 作業員個人に対する費用は、以下のとおり、各業務の「諸経費等」に率で計上されている。

- (ア) 測量業務委託：間接測量費
- (イ) 地質調査委託：業務管理費
- (ウ) 設計委託：間接原価
- (エ) 土木設備（電気・機械）設計業務委託：間接原価

イ 現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用は、対策の妥当性を確認の上、各業務の「諸経費等」に積み上げ計上するものとする。なお、作業員個人に対する費用と重複がないことを確認すること。

(2) 熱中症対策の積み上げ計上方法等

ア 起工時

- (ア) 特記仕様書に2(4)を参考に、業務の内容に合わせ記載する。
- (イ) 現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用は、計上しない。

イ 契約後

(ア) 実施における基本的な考え方

現場の施設や設備に対する熱中症対策を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間等について、事前に委託者及び受託者間で協議の上、決定するものとする。

(イ) 業務計画書（作業計画書）

受託者は施設・設備の種類や規模、設置期間等を業務計画書（作業計画書）に記載し、監督員の確認を受ける。

(ウ) 写真撮影

受託者は各内容の実施状況を撮影し、提出する。

ウ 設計変更時における積算

- (ア) 現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用は、設計変更時に見積等により価

格を計上する。

(イ) 各業務それぞれの諸経費等へ熱中症対策に関する費用を積み上げ計上する。

(3) 積算における留意事項

ア 熱中症対策に関する費用を積み上げ計上する場合は、「諸経費等」に計上されている作業員個人の費用と重複がないことを確認する。

なお、総価契約において、計上後に落札率を乗じる。

イ 熱中症対策に関する費用に計上できるものは、スポットクーラー、扇風機等である。

ウ 熱中症対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は、当該業務における施設・設備の設置期間（日単位、少数第1位を切り上げ）分のリース費用を計上する。なお、最低保証期間未満の場合は、最低保証の金額を計上する。

また、購入品又は受託者等が所持する施設・設備を使用する場合は、当該業務における施設・設備の設置期間（日単位、少数第1位を切り上げ）分の減価償却費を計上する。設置期間分の減価償却費については、機器の耐用年数に対する設置期間割合を乗じた分を計上することとする。

※耐用年数については、国税庁のホームページを参考に設定することを基本とする。

例) スポットクーラー、扇風機：6年

エ 2(3)アにおける「作業員個人の費用」とは、主に作業員個人に対する熱中症対策費用であり、塩飴、経口補水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等が該当する。

「作業員個人の費用」は、熱中症対策に関する費用に積み上げ計上しない。

オ 効果が期待できない内容、当該業務との直接の関係のない内容（スポットクーラーの購入のみで設置しない場合など）については、費用計上の対象としない。

(4) 特記仕様書への記載

下記の内容を参考に、業務の内容に合わせて特記仕様書へ記載する。

○現場の施設や設備に対する熱中症対策

(1) 業務計画書（作業計画書）

現場の施設や設備に対する熱中症対策を実施する場合、受託者は施設・設備の種類や規模、設置期間等を業務計画書（作業計画書）に記載し、監督員の確認を受けなければならない。

なお、作業期間が6月から9月にかかる場合は、現場にWBGT測定器を設置し、WBGT値に応じた熱中症対策について業務計画書（作業計画書）に記載するものとする。

(2) 費用

ア 現場の施設や設備に対する熱中症対策の費用について、当初は計上していない。

イ 設計変更は、受託者が業務計画書（作業計画書）に従って対策した施設及び設備の設置期間を対象に、委託者及び受託者間で協議して行う。

(3) 記録写真

作業完了時には、現場の施設や設備に対する熱中症対策の実施写真を提出するものとする。

(4) 実施方法

実施にあたっては、『大田区都市基盤整備部「設計等委託業務における猛暑期間の作業回避等に関する試行要領」別紙』に基づき行う。要領は、大田区ホームページから入手できる。